

プロスポーツ選手の労働者性

永野秀雄

はじめに

2004年に、労働組合・日本プロ野球選手会が、はじめてストライキを実施しました。この労使紛争の際に、一部の球団幹部から、一軍選手で年俵が1000万を超える選手が労働者かどうか疑問だという発言があったとの報道がありました。このような発言は、過去において、他の球団幹部からもなされたことがあります。

たしかに、プロ野球選手のなかには、数億円の年俵を得ている選手もおり、一般のサラリーマンからすると、なんとなく「労働者」ではないのではないかという意見が出るかもしれません。また、プロ野球選手も、芸能人のように、税法上は、個人事業主だなどと言われると、やはり「労働者」ではないのではという感想を持たれる方もいるかも知れません。さらに、同じプロスポーツ選手でも、プロ野球やJリーグのように、チームで戦っている場合と、プロゴルフ選手のように、一人で戦って賞金を得ている場合とを、同じように扱ってよいのかと聞かれると、スポーツ選手が、「労働者」かどうかという問題が単なる直感や一般常識では解決できない複雑な問題であることがお分かりいただけると思います。

さらに、労働組合・日本プロ野球選手会によるストが報道されていたときに、テレビ番組でコメンテーターとして登場した方々が、米国の大リーグではプロ野球選手は「労働者」とされていますといった発言をされていました。この発言内容は真実ですが、その意味するところは、日本における「労働者」と同じなのでしょう。

本稿では、プロスポーツ選手が「労働者」かど

うかという問題を、プロ野球選手の事例を取り上げながら、考えてみようと思います。その際、主な問題となるのは、①労働法の世界において、「労働者」と呼ばれている人々には、大きく言って2パターンあるということ、②税法上、個人事業主とされる人々と、労働法における「労働者」とされる人々は同じなのか、違うのかという問題、③米国の労働法にいう「労働者」の範囲と、日本のそれとは同じなのかということでしょう。以下では、これら三つの問いに対して、読者の方が労働法の初心者であるという前提で、できるだけわかりやすく説明させていただきたいと思います。

「労働者」の2パターン

労働法学では、ある人が特定の労働法規において「労働者」に該当するかどうかという問題のことを、「労働者性」の問題と呼んでいます。

誰がその適用対象となる「労働者」であるかは、個別の労働法規において規定されており、その条件は、個々の法律によって異なる場合もあります。労働法全体で「労働者」の範囲がすべて一致していれば、ことは簡単なのですが、そうはなっていません。しかし、細かい条件を取り除くと、わが国の労働法全体の中で、2種類のタイプの労働者が存在することがわかります。その区別のもとなるのが、労働基準法（以下、「労基法」）と労働組合法（以下、「労組法」）であり、これらの労働法の根本的地位を占める立法において、労働者の範囲が異なっているのです。

まず、労基法における「労働者」の範囲を考えてみましょう。同法の9条は、「この法律で労働者とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所

(以下事業という)に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」と規定しています。しかし、この条文だけでは、具体的に、個々のプロスポーツ選手がこの「労働者」の範囲に含まれるのかどうかははっきりしません。また、他の条文を見ても、なかなか決定的な判断基準を決めることはできません。

そこで、これまでの学説では、労基法における労働者に該当するか否かについて、その人が締結している契約の形式(たとえば雇傭か、委任か、請負かといった違い)には左右されることがなく、その人が使用者の命令や管理に服しているかどうか(人的従属性と呼ばれています)を中心に考え、これに加えて、使用者への専属性と経済的な依存性が高く、かつ、事業者としての性格がないこと(あるいは弱いこと)などを判断基準としてきました。具体的には、仕事の依頼について諾否の自由があるのか、仕事の内容とそのやり方について指揮命令を受けているのかどうか、働く場所や時間について働く人が自由に決められるのか、仕事に対する報酬が賃金として考えられるかどうか、などのさまざまな事情を総合的に勘案して決定されるべきであると考えられてきました。この考え方をまとめた実務上の基準が、1985年に発表された労働基準法研究会「労働基準法の『労働者』の判断基準について」です。この判断基準は、判例でもおおむね支持されていると思います。

それでは、この労基法における「労働者」の基準に、プロ野球選手は該当するのでしょうか。これまでの実務上の基準や判例をみるかぎり、給与の決定方法や用具を自分で調達するなどの諸点から、特に一軍の選手については労働者として認められていません。したがって、プロ野球の一軍選手は、労基法上の労働者ではなく、その適用を受けることはありません。また、同じ判断基準を用いている最低賃金法や労災保険法などの適用もありません。

次に、労組法における労働者性判断を見てみたいと思います。同法3条では、「この法律で『労働者』とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者をいう。」と規定しています。この基準が、労基法より、労

働者の範囲を広くとっていることは容易にわかります。また、経済的依存性の有無が中心的な判断基準となることは、間違いありません。

この点、日本プロ野球選手会は、1985年に東京都労委から労働組合としての資格認定を受けています。また、訴訟でも同組合が球団側と団体交渉する権利があるかどうか争われましたが、和解により、プロ野球選手が労組法上の労働者として正当な権利を持ち、その組合を通じて、球団と対等に団体交渉しようとの基本ルールが確認されています。

このように、考えてくると、労基法上の労働者は、同時に労組法上の労働者であります。プロ野球選手のように、労基法上は労働者ではないけれども、労組法上は、労働者であると認められる人々がいることがお分かりいただけると思います。これが、2種類の労働者がいると申し上げた意味です。

租税法上の「給与所得」との関係

プロ野球選手については、上で述べたように、税法上は個人事業主とされてきました。この点を指摘して、プロ野球選手は労働者ではないという意見も出されていますが、本当でしょうか。

所得税法における事業所得と給与所得の区別は、条文の定義からは必ずしも明らかではありません。しかし、判例では、「事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいい、これに対し、給与所得とは雇用契約またはこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付」との判断基準により決定されてきました。

これを労働法の視点からみますと、給与所得と考えられる所得を得ている人は、労基法における労働者とほぼ一致するでしょう。その一方、事業所得を得ている人の中には、特定の使用者に経済的に依存しているプロ野球選手のような労組法上の労働者と、そうではないバリバリの事業者の方との双方が含まれていると考えられます。このように考えると、所得税法で事業者とされている人々

の中には、労組法上の労働者である人々が含まれていることがわかります。

米国のプロ野球選手はなぜ「労働者」なのか？

最後に、米国の大リーガーは、なぜ「労働者」なのかという点について、簡単に説明させていただきます。

たしかに、大リーグの選手たちは、日本でいう労基法に該当する連邦労働法（公正労働基準法）において労働者とされています。その理由は、この公正労働基準法における労働者性の判断基準が、わが国の労組法とおなじ非常に広いものであるためです。この公正労働基準法の内容は、わが国の労基法と比べると最低賃金と最長労働時間を中心に規定した非常に薄い保護を与えるだけのものとなっています。つまり、米国では、労働者保護のための連邦法で、その内容を薄くする一方で、労働者の範囲を広くとるというセイフティネット型

の立法をしているわけです。

次に、わが国の労組法に該当する米国の全国労働関係法を見てみたいと思います。この連邦法における労働者性判断基準は、わが国の労基法上の労働者性判断基準に類似した、非常にきびしいものになっています。しかし、大リーグ選手たちの労働組合は、このきびしい判断基準のもとで、労働組合として認められています。それはなぜかといえば、米国の全国労働関係法における労働者性判断に関する具体的基準（リステイトメント基準というものです）が、わが国の労働基準法研究会による基準よりも柔軟性に富むものであるためです。このことから、同じ判断基準をとる州法で定められている労災法でも、大リーグ選手は労働者として認められ、その保護を受けています。

（ながの・ひでお 法政大学人間環境学部教授）